別表

委任決裁事項一覧

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事案　　　　　　　　　　　　　　決裁者 | | | 理 事 長 | 業務執行理事 | 施 設 長 | 備 考 |
| 委任事項 | 委任事項 | 委任事項 |
| 法  人  一  般  ・  人  事  に  関  す  る  事  案 | １ | 法人業務の基礎的事項に関すること | 〇 |  |  | ※1 |
| ２ | 理事会の招集及び議案の提出に関すること | 〇 |  |  |  |
| ３ | 規程、規則等の制定・改廃に関すること | 〇 |  |  |  |
| ４ | 予算の編成及び決算の調整に関すること | 〇 |  |  |  |
| ５ | 予算の流用、予備費の支出 | 〇 |  |  | 予算管理規程参照 |
| ６ | 設備資金の借入に係る契約で予算の範囲内のもの | 委任しない |  |  | 理事会付議 |
| ７ | 公示、公告に関すること | 〇 |  |  |  |
| ８ | 寄附の募集事務及び受領に関すること | 〇 |  |  |  |
| ９ | 訴訟に関すること | 〇 |  |  | ※1 |
| 10 | 債権の免除・効力の変更に関すること | 1件10万円以下又は年計50万円以下 |  |  | ※1法人の規模により金額を設定する |
| 11 | 法人の組織及び権限に関すること | 〇 |  |  |  |
| 12 | 利用者入所判定基準の策定 | 〇 |  |  |  |
| 13 | 入所利用者の決定 |  |  | 〇 | 契約は理事長名 |
| 14 | 苦情対応規程に基づく第三者委員の選任 | 〇 |  |  |  |
| 15 | 職員の採用に関すること | 〇 | （〇） | （〇） |  |
| 16 | 職員の人事配置に関すること | 〇 | （〇） | （〇） | ※2（会計責任者等） |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事案　　　　　　　　　　　　　　決裁者 | | | 理 事 長 | 業務執行理事 | 施 設 長 | 備 考 |
| 委任事項 | 委任事項 | 委任事項 |
| 法  人  一  般  ・  人  事  に  関  す  る  事  案 | 17 | 有期契約職員の採用に関すること | 医師 | 左以外  〇 | 左以外  〇 | ※３ |
| 18 | 職員の休暇・欠勤・職務免除に関すること |  | 施設長以上  　　〇 | 所属職員  〇 | ※３ |
| 19 | 時間外勤務命令及び旅行命令に関すること |  | 施設長以上  　　〇 | 所属職員  〇 | ※３ |
| 20 | 職員の初任給に関すること | 施設長  〇 | 主任以上  〇 | 所属職員  〇 | ※３ |
| 21 | 職員の昇給・昇格基準の決定に関すること | 〇 | （〇） | （〇） | ※２ |
| 22 | 職員の昇給者・昇格決定者に関すること |  |  | 〇 |  |
| 23 | 休職、復職、退職、育児・介護休業等に関すること | 〇 | （〇） | （〇） |  |
| 24 | 職員の表彰、制裁、解雇に関すること | 〇 | （〇） | （〇） | ※２ |
| 25 | 職員の人事記録及び身分証明書に関すること |  | 〇 |  |  |
| 26 | 職員の諸手当に関すること |  | 〇 |  |  |
| 27 | 職員健康診断の実施に関すること |  |  | 〇 |  |
| 28 | 被服貸与等に関すること |  | 〇 |  |  |
| 29 | 利用者の日常の処遇に関すること |  |  | 〇 | ※３ |
| 30 | 利用者の預り金等の日常の管理に関すること |  |  | 〇 | ※３ |
| 31 | 薬品、給食材料の処分に関すること |  |  | 〇 | ※３ |
| 32 | 自動車の運行管理に関すること |  |  | 〇 | ※３ |
| 33 | 官公庁に対する軽易な許認可申請及び届出並びに減免申請に関すること | 〇  (定款を除く) | 軽易なもの  〇 | 軽易なもの  〇 | ※１，３ |
| 34 | 職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること |  | 〇 |  |  |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事案　　　　　　　　　　　　　　委任者 | | | 理 事 長 | 業務執行理事 | 施 設 長 | 備 考 |
| 委任事項 | 委任事項 | 委任事項 |
|  | 35 | 職員の研修に関すること |  | 施設長以上  〇 | 〇 | ※３ |
| 36 | 諸証明に関すること |  |  | 〇 |  |
| 37 | 金融機関を指定すること | 〇 |  |  |  |
| 収  入  事  案 | 38 | 介護報酬・自立支援給付費・運営費・措置費等の収入に関すること | 〇 |  |  |  |
| 39 | 過誤納金の充当又は還付に関すること |  |  | 〇 |  |
| 40 | 繰越金及び繰入金の収入に関すること |  | 〇 |  |  |
| 41 | 受贈の承認・寄附に関すること | 10万円以上〇 | 10万円未満〇 |  |  |
| 42 | その他の収入に関すること |  |  | 〇 |  |
| 支  出  事  案 | 43 | 固定資産の購入及び売却又は廃棄に関すること（「軽微なもの」に該当） | 300万円以上  500万円未満〇 | 100万円以上  300万円未満〇 | 100万円未満  〇 |  |
| 44 | 建設工事等の請負契約又は委託契約に関すること | 500万円以上  1,000万円未満〇 | 100万円以上  500万円未満〇 | 100万円未満  〇 |  |
| 45 | 報酬、給与、旅費、賃金等定期的支出に関すること |  |  | 〇 |  |
| 46 | 日常的に消費する給食材料、物品、消耗品等の日々の購入 |  |  | 〇 |  |
| 47 | 緊急を要する物品の購入  （災害・故障・保守管理関係に限定） | 500万円以上  1,000万円未満〇 | 100万円以上  500万円未満〇 | 100万円未満  〇 |  |

（備考）

※１　理事長が委任した事項であっても、法人運営に重大な影響があるものを除く。

※２　理事長が委任した事項であっても備考欄中、（〇）該当者との協議事項とする。

※３　NO17、18、19、20、29、30、31、32、33、35のうち、施設長が特に認めるものは、理事長の決裁を得てその決裁権限を管理者、センター長、サービス管理者に委任することができる。

注１　理事長が委任した事項については執行後、直近に開催される理事会に必ず報告するものとする。

注２　本表の決定事項と諸規程が競合する場合は、本表による決定事項が優先するものとする。

注３　法人収入及び支出に関する事案の内、上記委任金額範囲であっても法人運営に重大な影響があるものを除く。重大な影響がある場合、理事長は、委任せず、理事会に諮るものとする。

注４　請負又は委託については、委任事項該当であっても経理規程及び経理規程契約細則に基づき、入札、随意契約等を履行し、金額に応じて理事会に諮る。

注５　緊急を要する物品については、故障関係に限る等事例を想定した上で設定した。